令和6年度第2回 大分県自立支援協議会

日時:令和7年3月7日(金) 10:00~12:00

場 所:大分県社会福祉介護研修センター 302 会議室

大分県福祉保健部障害福祉課

目 次

【議 題】

1	大分県自立支援協議会の取組について・・・・・・・・・P.	1
2	基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の 設置・運営について ・・・・・P.	7
3	令和7年度の県の取組方針について・・・・・・・・・P	17

議題 1

大分県自立支援協議会の取組について

令和6年度 第3回 部会名 (**相談支援・研修部会**)

開催日時	令和6年12月13日(金)14:00~16:00
開催場所	大分県庁舎新館 134会議室
参加委員数	委員6名
主な議題等	○議題 (1)障害福祉関係研修について (2)基幹相談支援センターの設置促進等について (3)その他 ・主任相談支援専門員配置加算(I)の要件について
協議内容	(1)障害福祉関係研修について 【説明】 ・R6年度実施研修の経過報告(実績・今後の実施予定)、主任相談支援専門員養成研修会の受講者選定方法等について説明。 【意見】 ・R7年度も引き続き市町村推薦を実施する旨を提案したところ、推薦者数については、市町村の実態に応じた見直しが必要との意見あり。 ・あわせて、主任相談支援専門員研修修了後の地域づくりへの参画にかかるフォロー体制ができるとよい。 ・各県実施について(※現在は九州ブロックで実施)、修了者等の意見を聞きながら検討してほしい。
は課題・問題点・継続協議等)	(2) 基幹相談支援センターの設置促進等について 【説明】 ・基幹相談支援センターにかかる市町村実態調査結果及びアドバイザー派遣について報告 【意見】 ・アドバイザーの人材育成も必要。地域生活支援事業等や市町村の実態整理等の勉強会ができるとよい。 ・地域生活支援拠点に関しては、地域移行と緊急時対応に焦点をあてて力を入れてやってほしい。 拠点の整備や機能充実が進んでいないので重点的に取り組んでほしい。 ・地域生活支援事業の市町村同士の情報交換の場があるとよい。 ・圏域アドバイザー(例 主任相談支援専門員研修修了者の代表等)が県と協議する場が欲しい。 そして、その場が定例化できるとよい。

令和6年度 第4回 部会名 (**相談支援・研修部会**)

開催日時	令和7年2月10日(月) 14:00~16:00
開催場所	県庁舎新館13階 136会議室
参加委員数	委員6名
主な議題等	(1)障害者地域生活支援体制整備事業全国ブロック会議の情報共有と今後の取組について (2)主任相談支援専門員研修の受講者選定について (3)その他 ①来年度のスケジュール・研修日程案について ②情報共有
協議内容 (課題・問題 点・継続協議 等)	(1)障害者地域生活支援体制整備事業全国ブロック会議の情報共有と今後の取組について 【説明】 ・基幹相談支援センター等勉強会、基幹相談支援センター連携会議について提案。 【意見】 ・基幹相談支援センター従事職員のみでなく、主任相談支援専門員研修を受けたすべての修了者についてフォローアップの仕組みがあるとよい。 (2)主任相談支援専門員研修の受講者選定について 【説明】 ・推薦人数等について提案。 【意見】 ・市町村推薦実施の際は、手挙げ方式ではなく、地域の中核となるような人材を推薦してもらうよう働きかけが必要。
	(3) その他 ①来年度のスケジュール・研修日程案について 【説明】 ・サービス管理責任者等研修、相談支援従事者研修、相談支援・研修部会の日程 案および協議事項等について提案。 【意見】 ・人材育成ビジョンの見直しについては、関係研修の体制等も含め見直しを行っ ていただきたい。

令和6年度 第2回 部会名 (地域移行専門部会)

	第2回
開催日時	令和7年1月21日(火) 18:30~20:00
開催場所	大分県庁別館 B11会議室
参加委員数	9名中9名
主な議題等	 ○議題 (1)精神障がい者地域移行ワーキングの取組について (2)大分県における住宅セーフティネットの取組について (3)地域生活支援拠点等整備の状況について ・行政説明 ・地域における取組報告 (4)「地域移行・地域定着支援事例集」の更新について ○その他 (1)障害児入所施設に入所する障がい児等の移行状況について (2)医療と福祉の相互理解に向けた研修の開催について (3)令和7年度のスケジュール(案)について
	(1)精神障がい者地域移行ワーキングの取組について 【説明】 ・今年度第2回目の精神障がい者地域移行ワーキンググループの取組内容を報告 【意見】 ・にも包括は、精神障がい者の地域移行・定着だけでなく、精神障害の有無にかかわらずライフステージをとおした支援を含む。母子保健子育て、生活困窮、介護保険などとしっかり連携する必要がある。
	 ・まず市町村協議の場の設置を急ぎ、重層的支援体制整備として横串を通す動きが必要。また、市町村で話した内容を保健所圏域や県の協議会と共有し、縦串を通す動きも同時に必要。 ・市、保健所、県でバラバラに実施している会議のタイミングを連動させる整理も必要。 ・支援関係者や障がい福祉サービスの利用状況などの情報を、行政、病院、事業所等で情報共有できると良い。 ・にも包括という言葉が、精神以外の障がいの事業所や病院ではあまり知られていない。研修を充実させるなど取組の検討が必要。 ・市町村の保健師によるライフステージを通じた支援のため、精神保健福祉センターによる技術的支援などのバックアップが必要。
協議内容 (課題・問題 点・継続協議 等)	(2) 大分県における住宅セーフティネットの取組について 【説明】 ・国交省と厚労省で検討中の、空家を活用した見守り・生活支援が可能な居住サポート住宅、県と東京大学高齢社会総合研究機構との連携協定について説明。 【意見】 ・自立度が高かったとしても障害があるというだけでNGという物件が多い。 ・事例ごとにどういう人かを説明して理解を得る取組と、地域での地道な普及啓発を同時におこなう必要がある。 ・グループホームが足りていない。障害の度合などで断られる。 ・お互いの困りごとをすりあわせる研修会も含めて行政には検討してほしい。
	(3)地域生活支援拠点等整備の状況について 【説明】 ・改めて地域生活支援拠点等の制度概要を説明。 ・大久保委員、成松委員、石川委員から、各地域の取組・事例を報告。 【意見】 ・日田市では緊急時に備え、グループホームの空室を借り上げている。地域生活支援事業を活用することができる。 ・「緊急時」の定義について、医療機関における定義と障害福祉における定義が違う。3障害でもとらえ方が違う。主治医にわかりやすく説明するための表現を検討すべき。 ・医療機関と事業所とのトラブルを防ぐため、主治医に直接関係のないことでも、事後報告でもよいので、相談支援専門員などから「こうなります」などの情報共有をしてほしい。

令和6年度 第2回 部会名 (**子ども部会**)

開催日時	令和7年1月30日(木)18:30~20:00
開催場所	大分県庁別館 B11会議室
参加委員数	9名中8名
主な議題等	医療的ケア児、発達障がい児への支援について ①令和6年度の取組について ②令和7年度の取組方針について
協議内容 (課題・間議 点・継続協議	②令和7年度の取組方針について 【児童発達支援センター等地域支援体制整備事業】 【説明】 ・来年度新たに開始予定の「児童発達支援センター等地域支援体制整備事業」について説明。 【意見】 ・統括はどこが行うのか。
等)	②令和7年度の取組方針について【その他】 【説明】 ・医療的ケア児、発達障がい児の支援施策について説明。 【意見】 ・在宅レスパイト事業について、医療的ケア児ではない方に医師がどんな指示書を書いたらいいか分からない。運用を詳しく検討してから実施をしてほしい。 ・重症心身障がい児は、訪問看護が必要ない人が圧倒的に多い。看護師の数は限りがあるため、看護が必要ない人に無駄に看護師をつけてしまい、本来ニーズがある方の資源を奪うことにならないようにしてほしい。 ・医療的ケア児の災害対策を考えていく際の行政側の窓口が明確化しているといい。行政内部での共有の窓口はどこが担い、そしてその結果がどういかたちでこちらにフィードバックされるかということを次回でいいので教えてほしい。

議題2

基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の設置・運営について

地域生活支援拠点等の検証・検討及び基幹相談支援センターの設置促進

成果目標 第7期障がい福祉計画に係る基本指針

- (略) 年1回以上、支援の実績等を踏ま ○令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、 <u>え運用状況を検証及び検討することを基本とする。</u>
- をする ○令和8年度末までの間、各市町村において、(略)基幹相談支援センターを設置(複数市町村による共同設置を含む) ことを基本とする。

概要・実施体制

■検証方法

アドバイザー派遣(同行)による 助言指導を実施(13市町村)

○アドバイザー派遣事業

・相談支援等に関し専門性の高いアドバイザーを 派遣し、広域的な見地から助言や情報提供を 行い、地域の相談支援体制の強化を図る。

[実施内容]

- ・課題解決に向けた助言・指導
- ・他市町村における好事例の紹介

[派遣アドバイザー]

- ·社会福祉法人清流会
- 石三 相談支援事業所ルポーズ

出

・社会福祉法人すぎのこ村 Beeすけっと

石松

相談支援事業所まるまる 合同会社まるまる

大谷

出

(参考)令和6年度県内アドバイザー派遣実績

	派遣日	時間	派遣先
H	令和6年 9月17日(火)	10:30~11:30	由布市
7	令和6年 9月24日(火)	$15:00{\sim}16:00$	津久見市
M	令和6年10月 3日(木)	$10:00{\sim}11:00$	日田中
4	令和6年10月 9日(水)	13:30~14:30	杵築市
Ŋ	令和6年10月28日(月)	10:30~11:30	佐伯市
V	会和6年10月20日(小)	$10:30\sim11:30$	大分市
)		$14:00\sim15:00$	日杵市
^	令和6年10月24日(木)	$10:30\sim11:30$	豊後高田市
0	△和6年10日21日 (十)	10:30~11:30	国東市
0		$14:00{\sim}15:00$	姫島村
6	令和6年11月14日(木)	$15:00\sim16:00$	竹田市
10	令和7年2月3日(月)	13:30~15:30	豊後大野市
11	令和7年2月3日(月)	$14:00\sim16:00$	津久見市
<u>,</u>	会和7年2月2日(日)	$10:00\sim12:00$	田田田
1		$14:00\sim16:00$	国東市

基幹相談支援センターについて

(令和6年4月1日施行)

基幹相談支援センターとは(障害者総合支援法第77条の2第1項)

- 特定相談支援事業を行うものに対し、業務の実施を委託することができる(同条第3項) 振 (法第77条の2第2項) 基幹相談支援センターを設置するよう努めるものとする。 (一般相談支援事業、 市町村は、
- **地域における相談支援の中核的な役割を担う機関**として、次に掲げる事業及び業務を**総合的に行うこと**を目的 **する施設。**※施設は必ずしも建造物を意味するものではなく、業務を行うための場所のこと。
- 個別支援(特にその対応に豊富な経験 や高度な技術・知識を要するもの) 障害者相談支援事業(77条1項3号)・成年後見制度利用支援事業(77条1項4号)
- 他法において市町村が行うとされる障害者等への相談支援の業務 (7)

、身体障害者福祉法9条5項2号及び3号、知的障害者福祉法9条5項2号及び3号、精神保健福祉法49条1項に規定する業務)

③ 地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援

쀾

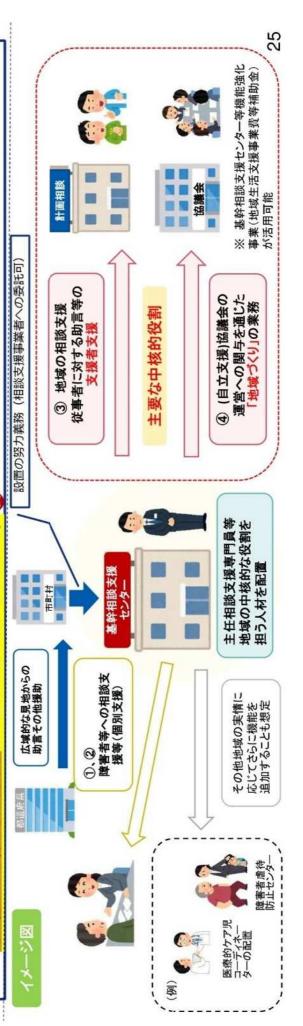
地域における相談支援・障害児相談支援に従事する者に対し、一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業に関する 運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務)

(自立支援)協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務 89条の3第1項に規定する関係機関等の連携の緊密化を促進する業務) 4 推

広域的な見地からの助 市町村に対し、基幹相談支援センターの設置の促進及び適切な運営の確保のため、 (同条第7項) その他援助を行うよう努めるものとされている。 都道府県は、 また、 ×

「中核的な役割」

(3)4)が主要な



(出典:令和6年度 厚生労働省「障害者地域生活支援体制整備事業「全国ブロック会議」研修資料<九州・沖縄ブロック>」(令和7年1月17日)

令和6年度 基幹相談支援センター等実態調査結果【R5年度の取組状況】

														Κ U	本物でした	. 在熨火板	※もしらら 物中 白熨 人 抜たノシー 収画が ら	な国河の
役	暈	大分市	別府市	中津市	日田市	佐伯市	日杵市	津久見市	竹田市	豊後高田市	杵築市	宇佐市	豊後 大野市	由布市	国東市	姫島村	日出町	九重町· 玖珠町
①総合的・専門的な相	①総合的・専門的な相談の実施に関すること	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	×	×	0	0
	入所施設や精神科病院 への働きかけ	0	0	0	×	×	×	×	0	×	×	0	0	×	×	×	×	0
②地域移行・地域定着の 促進に関すること	地域の体制整備に係る コーディネート	0	0	0	×	×	0	×	0	×	×	0	×	×	×	×	×	×
	その他の取組		0		0		0		0			0	0				0	0
	相談支援事業者への 専門的指導	0	0	0	×	×	0	×	0	×	0	0	0	×	×	×	×	0
	相談支援事業者の 人材育成	0	0	0	0	×	0	×	×	×	0	0	×	0	×	×	0	0
③地域の相談支援体制の 強化に関すること	相談機関との 連携強化の取組	0	0	0	0	0	0	×	0	×	0	0	0	0	×	×	0	0
	市町村自立支援協議会 の運営	0	0	0	0	×	×	0	0	×	×	0	0	0	0	0	×	0
	その他の取組				0		0											0
④権利擁護・虐待の防止に	虐待防止:	0	0	0	0	0	0	0	0	×	×	0	×	0	×	×	0	0
関すること	成年後見制度 利用支援事業	0	0	0	×	0	×	×	0	×	×	0	0	0	×	×	×	×
設置予定年月(設置予定年月(R6.7月末時点)	未定				R7.4	R7.4	出出	R7.3	R9.3		R7.3	R7.3	R9.3	R9.3	予定なし		R7.4
		ע																

R7.4.1時点で + 7 市町予定

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠 点等については、令和6年度から障害者総合支援法に位置付けられるとともに、その整備に関する市町村の努力義務が設けら

(改正後の障害者総合支援法第77条第3項) べき機能 【地域生活支援拠点等が担う

- 居宅で生活する障害者等の、障害の特性に起因して生じる緊急の事態における対処や緊急の事態に備えるため こと、支援体制の確保のための連携や調整。緊急時における宿泊場所の一時的な提供等の受入 の相談に応じる 体制の確保 Θ
 - 人別施設や病院、親元からの地域移行に向けた、一人暮らしやグループホーム等の体験利用の機会の提供や、 その為の相談や情報提供、関係機関との連携・調整等 障害者の地域生活を支える専門的人材の確保・育成等 (2)
 - (m)
- <u>市町村は、</u>特に、既存のサービス・体制のみでは対応が難しく、市町村が中心となって有機的な連携体制の構築も 含め対応が必要となる、地域における生活への移行及び継続を希望する障害者等に対して、上記の機能を整備する ○市町村は、



(出典:令和6年度厚生労働省「障害者地域生活支援体制整備事業「全国ブロック会議」研修資料<九州・沖縄ブロック>」(令和7年1月17日))

都道府県(管内市町村における整備や機能の充実に向けた広域的な支援)

11111

33

大分県内の地域生活支援拠点等整備の状況 (R7.4.1見込み)

地域生活支援拠点等の整備の状況について

ı	整備		争	令和5年4月1日	Е			华	令和6年4月1日	П			令和7	令和7年4月1日(見込み)	፤ ኢԺ)	
市町村	年月	相談	緊急	体験	人材	体制	相談	緊急	体験	人材	体制	相談	緊急	体験	人村	体制
大 分 市	H30.9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
別 府 市	H30.4	0			0	0	0			0	0	0	0	0	0	0
中津市	R3.3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日 田 市	R3.3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐 伯 市	H30.3	0					0	0	0			0	0	0		
白 杵 市	R3.3	0	0	0	0		0	0	0	0		0	0	0	0	0
津久見市	R3.3	0	0			0	0	0			0	0	0			0
竹 田 市	R3.3	0	0			0	0	0			0	0	0			0
豊後高田市	R3.3		0					0		0			0		0	
杵 築 市	R3.3	0			0		0			0		0			0	0
字 佐 市	R3.3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊後大野市	R3.3	0	0		0		0	0		0		0	0	0	0	
由 布 市	R3.7	0	0			0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
国東市	R2.8	0	0				0	0				0	0			
姫 島 村	R3.3	0	1	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日 出 町	R2.4	0			0	0	0			0	0	0			0	0
九 重 町 玖 珠 町	R3.3	0		0	0	0	0		0	0	0	0		0	0	0
十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	拠点数	16	11	7	10	10	16	13	6	12	11	16	14	11	13	13
人 元 元	부			54					61					67		
※令和6年度の制度改正により、拠点の機能は(1)相談、(2)緊急時の受け入れ・対応、(3)	正により、独	処点の機能は	(1)相談、(2))緊急時の受(ナスれ・対応、		会·場、(4)]	専門的人材の)確保·養成等	(従来の「体)	制づくり」を内な	体験の機会・場、(4)専門的人材の確保・養成 等 (従来の「体制づくり」を内包)に変更されたが、以下の理由により、R6も引き続き5機能につ	たが、以下の	理由により、	R6も引き続き	5機能につ

①県の予算の成果指標を5機能のうちの整備済みの機能の合計数にしているため、②国が示している拠点の検証・検討の手引き(R3)は5機能のままであり、毎年この手引きに基づき整備状況の調査を行っているため。 いて調査を行った。

市町村からのアドバイザー派遣後実施報告内容(抜粋・要約)

市町村自立支援協議会

協議·助言內容	 「官民連携」での運営を目指すために、国の方針や基幹相談支援センターの役割について、〇〇市の自立支援協議会運営などの情報共有 ・ 基幹設置後の運営について ・ 行政と基幹との役割分担、委託仕様書における役割の明記 ・ 形骸化している自立支援協議会再稼働に向けた協議会運営について ・ 形骸化している自立支援協議会再稼働に向けた協議会運営について
今後の整備の方向性	 毎年相談支援センダーと役割が担し、目氏共同で効果的かつ持続可能な協議会連写ができる体制を整備する。 基幹型設置後は、相談支援センターと事務局会議を定期的に開催したい。 基幹相談支援センターの設置に向けて自立支援協議会の具体的な役割分担についても協議を行う。 将来的には市と事業所が両輪となって運用できるよう段階的な移行を目指す 行政からの報告がメインではなく、地域の課題についての協議を事務局中心で行っていく。
整備方針に対する現状と課題	 早期の設置が必要 基幹のマンパワー及び知識・経験・スキル不足。 3 層部分を担うという意識が低く、1 層又は2 層の一部分を担っていくという認識の方が強い。 自立支援協議会の運営について役割分担の見直しについて、市としての方向性を決められていない。 自立支援協議会への部会からの提案があまりない。 相談部会を通じて、基幹及び市職員との連携をはかる必要がある。 相談部会を通じて、基幹及び市職員との連携をはかる必要がある。 理営に必要な課題把握や企画について、じっくり検討協議する時間が確保できていない。 重営に必要な課題把握や企画について、じっくり検討協議する時間が確保できていない。 自立支援協議会の場が、行政への不満要望(~がない等)を伝える場となってしまう傾向にあり、地域としての課題を話し合う場となっていない。
具体的な対応方策・スケジュール	 障害福祉サービスのことについての話が多いため、地域課題について協議できるよう話を広げる。 R6から部会事務局を市担当と相談支援センター相談員の2人体制とし、部会の活動が活性化している。R6第2回の協議会には、各部会から1つ以上の提案事項を予定している。 毎月、相談支援事業所連絡会を開催することで、情報共有や協議を行っていく。 ・ 毎月、相談支援事業所連絡会を開催することで、情報共有や協議を行っていく。 ・ 令和7年度より具体的な役割分担について委託相談支援事業所と定期で協議する場を設ける。 ・ 専門部会の活動内容や役割分担について、事業所と定期的な協議を行い、検証・改善を行う。 ・ 専門部会の活動内容や役割分担について、事業所と定期的な協議を行い、検証・改善を行う。 ・ 専門部会の活動内容や役割分担について、事業所と定期的な協議を行い、検証・改善を行う。 ・ 専門部会の活動内容や役割分担について、事業所と定期的な協議を行い、検証・改善を行う。 ・ 令和6年12月実務者会議にて、まずは現状を共有把握するグループワークを開催予定。 ・ 令和7年度グループワークにて把握した課題に応じて、部会を基幹相談支援センター(令和7年度設置予定)主体で運営。

市町村からのアドバイザー派遣後実施報告内容(抜粋・要約)

地域生活支援拠点等

トについて 緊急時のスムーズな受け入れのため、GHへの体験の機会を作るとよい 異制的人材の確保・養成について、介護支援専門員と相談支援専門員との合同研修会や報酬改定に関する勉強会も該当。県が主催する研修等も活用可能。	・ 令和7年度に基幹を設置→令和8年度末までに「地域の体制づくり」の整備完了行っていく。・ 他市町村の取組み事例の調査・視察・ 対象の方に声かけを行う	 ○ 入所施設や短期入所の施設が1箇所であるなど、拠点の機能を担える社会資源が不足している。 ・ 協議が中断しており見通しが立たない。 ・ 緊急時の対応・受け入れ体制について協議が必要。 ・ 基幹相談支援センターとの連携体制の構築が必要・短射人所施設の空き室を利用しての受入施設あり。 	١٢٥	にするためにも、市版ガイドラインを今年度中に作成 整えており、サービスの調整や相談を行っている。	既に複数事業所と受け入れのための協定を結んでいるが、今後、拠点コーディネーターを中心とした連絡体制の構築を図っていく 新規立ち上げの事業所へ周知 登録様式の変更	現状ではGHの体験利用を活用しているが、より一人暮らしに近い体験の場を確保できるように検討していく(実施時期未定) グループホームの空き不足、費用面の課題について、市内だけでなく市外施設も含め対応を検討する。	i .。 の研修内容について協議を行う。
 各機能の他市町村の事例 緊急時のケースの受け入れ体制、初動対応のおけるポイントについて 対源について 強度行動障害の方の受入れ先について 拠点コーディネーターについて 製点時の受入れに向けた登録制の導入、改善 	緊急時の対応・受入体制を整備、グループホームの体験入所や短期 入所を活用した受け皿の確保基幹相談センター主催での学習会などで事業所に周知を行っていく。部会を活用した体制整備、運用方法の見直し	 緊急時、体験の場についての予算措置を行ったが、既存の障がい福祉サービス(短期入所利用)で対応できている。 拠点事業に関して、未だ各事業所の認知度が低い。 緊急時」の定義づけや対象者の明確化、対応フロー図の作成、登録制度の検討が必要。 グループホームの空き部屋がないという問題や、費用面の課題。 	・ 市版のガイドラインの作成・ 検証・検討の場(相談支援部会等)にて議論を行っていく。	市、基幹センター、拠点コーディネーターの役割分担を明確にするためにも、市版ガイドラインを今年度中に作成基幹相談支援センターの充実(人員、スキル)勉強会による事業所への周知市内2箇所の相談支援事業所で、365日24時間体制を整えており、サービスの調整や相談を行っている。	既に複数事業所と受け入れのための協定を結んでいるが、 新規立ち上げの事業所へ周知登録様式の変更	現状ではGHの体験利用を活用しているが、より一人暮らしに近い体験の場を確保できるように検討しグループホームの空き不足、費用面の課題について、市内だけでなく市外施設も含め対応を検討する。	・ 基幹センターを中心に人材育成のための研修会などを企画・ 県や他市での研修についても事業所に情報発信をしていく。・ 専門部会でニーズを汲み取り、事務局会議の中で来年度の研修内容について協議を行う。
		す園	•			•	全人ががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががががが
協議·助言内容	今後の整備の 方向性	大に対議議	共浬	⊕相談	②緊急時	③体験	保・養成金人材確
中。	後の整 方向性	法:		6.	 	<u> </u>	₩
協議	令を	整備方針に対する現状と課題		具体的	な対応 方策・ スケ ジュニ		

市町村からのアドバイザー派遣後実施報告内容(抜粋・要約)

基幹相談支援センター

協議・氏	協議·助言內容	「地域づくり」と「協議会への関与」について設置に向けたプロセス及び設置時期について相談支援専門員の不足に伴う相談支援体制、基幹相談の配置職員人材育成について相談支援事業の機能強化事業、障害者虐待防止対策支援事業、 重層的支援体制整備事業等を活用可	 地域に応じた形からのスタートで、改善をしながら進めていく。まずは委託相談支援事業所と定期で協議する場を設けては。 設置に向けて、ニーズや必要とする機能・役割を明確にすることが大切・委託料の適正価格の設定・判断方法、予算要求の困難性・日田市の2層の在り方や、基幹としてどうやって地域に入って行くか・日田市の2層の在り方や、基幹としてどうやって地域に入って行くか・日田市の2層の在り方や、基幹としてどうやって地域に入って行くか・日田市の2層の在り方や、基幹としてどうやって地域に入って行くか・日本の2層の在り方や、基本をしてどうやって地域に入って行くか・日本の2層の在り方や、基本をしてどうやって地域に入って行くか・日本の2層の在り方や、基本をしてどうやって地域に入って行くか・日本の2層の在り方や、基本をしてどうやって地域に入って行くか・日本の2000年の100円である。
令 窓 元 七	今後の整備の方向性	 「支援者支援」「地域づくり」など国から新たに示された役割をどのように整理するかを検討する。 相談支援事門員の育成については相談部会等でのSVの活用で個々の事例をもとに支援のスキルを向上していく。 2層の一般相談業務と3層の基幹業務(相談支援事業者支援・地域づくり)を一体的に実施する体制を整備する センター相談員は、主に専門部会事務局(市職員と2人体制)として、協議会運営に参画。 基幹の相談員と連携して随時見直しや修正をしながら進めていく。 障害福祉計画目標の令和8年度末まで設置に向けて地域自立支援協議会を通じて体制整備する予定。 国が示す主な中核的機能である地域の相談支援事業者等の後方支援、協議会活動の推進業務を優先的に整備する。 国が示す主な中核的機能である地域の相談支援事業者等の後方支援、協議会活動の推進業務を優先的に整備する。 基幹の質の向上により、積極的に相談支援事業所等の後方支援、協議会への運営に関われるように整備をする。 	こ示された役割をどのように整理するかを検討する。 会等でのSVの活用で個々の事例をもとに支援のスキルを向上していく。 相談支援事業者支援・地域づくり)を一体的に実施する体制を整備する 市職員と2人体制)として、協議会運営に参画。 をしながら進めていく。 置に向けて地域自立支援協議会を通じて体制整備する予定。 核支援事業者等の後方支援、協議会活動の推進業務を優先的に整備する。 事業所等の後方支援、協議会に関われるように整備する。
整備方:	整備方針に対する現状と課題	既存の支援者支援をどのようにアップデートしていくか。委託相談支援事業所と共通理解・合意形成、定期的な会議人材の確保等、受託法人の選定が難しい。市の方向性が定まっていない、協議が進まない基幹との役割分担が曖昧、仕様書の具体化	受託事業所の通常業務と基幹業務がうまく回る仕組みづくりR7の設置を見据え、R6から専門部会事務局に事業所の相談員が加わった。複数の受託事業所同士の連携体制の構築
具体的	開	 4月以降、担当課と委託事業所の相談員、事業主で毎月定例協議を行い、基幹相談式た。年度未の自立支援協議会で基幹相談支援センターの設置・業務について報告予定。 行政と事業所が設置前、設置後ともに定期的に協議する。できるところからスタート、基幹 障害福祉計画目標の令和8年度末まで設置に向けて地域自立支援協議会を通じて体・設置方法を検討するため、委託相談の業務量を把握する準備(令和6年度中)→相談 	事業主で毎月定例協議を行い、基幹相談支援センターでの業務内容について、双方で確認を行ってき 支援センターの設置・業務について報告予定。 的に協議する。できるところからスタート、基幹センターでの業務を行う中で年次改善していく 置に向けて地域自立支援協議会を通じて体制整備する予定。 量を把握する準備 (令和6年度中) →相談支援部会等で検討を行う (R7年度)
な対 力 スケ ジュー	① 支援者 支援	基幹相談支援センターに配置する相談員を増やす。相談支援部会が毎月行っている事例検討に加わって助言等を行う。令和7年度より委託相談支援事業所と定期で協議する場を設け、令	令和8年度中に整備する。
1	② 地域づ くり	• 事務局会議、自立支援協議会、各部会への参画、部会のあり方の見直し	直し
	上	• 基幹相談支援センターに障がい者虐待防止センター機能を設置予定。	

議題3

令和7年度の県の取組方針について

洲 無無 等地域支援体制整備 発達支援センタ 畑 忌

課題 • 現状

(発達障がい児支援)

- ✔R6年度児童福祉法改正により、障がい児の療育を行う児童発達支援センターが 地域の障がい児支援の中核的機能を担うことが明確化
 - メー方で専門人材を配置し、市町村と連携した支援を行う児童発達支援センター
 - は4カ所に留まる(R6.11現在)

✔制度改正を踏まえ、市町村と連携した発達障がい児支援を強化することが必要 (医療的ケア児支援)

県医療的ケア児支援センターはありがたいが、 身近な地域にも支援拠点がほしい (医療的ケア児親子サークル代表者) 中核的機能を担う児童発達支援センターを県内全域に広げるととも と係的ケア児の市町村レベルでの支援も課題

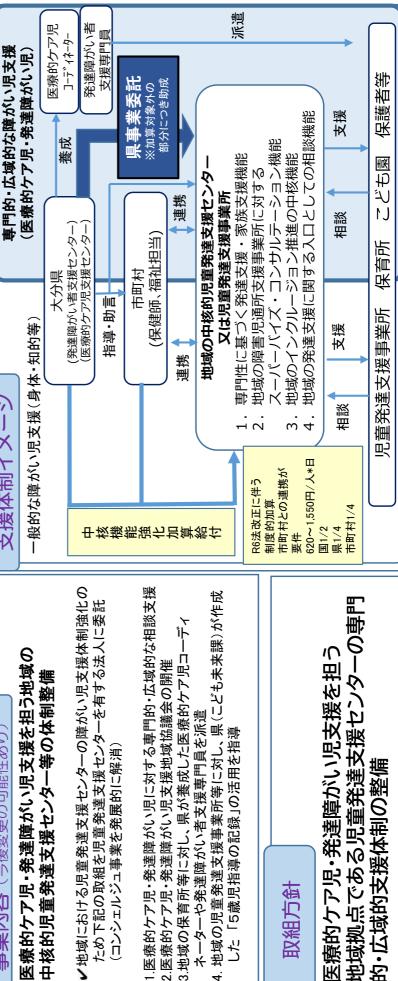
3 17 4 ◎:中核機能強化加算を取得している 児童発達支援センター(13カ豚 児童発達支援センター(4カ所) 9 配置なし 〇:上記加算を取得していない 児童発達支援センター内訳 | コンシェルジュ | コンシェル コンシェラジュを配置し、 :児童発達支援事業所 いるセンター (7カ所) (151か所) 配置あり こどもの発達支援 加算あり 加算なし 1

県が医療的ケア児及び発達障がい児の支援をバックアップする体制の構築が必要 (今後変更の可能性あり) 事業内容

支援体制イメージ

取組方針

地域拠点である児童発達支援センターの専門 医療的ケア児・発達障がい児支援を担う 的・広域的支援体制の整備



医療的ケア児・発達障がい児支援を担う地域の

中核的児童発達支援センター等の体制整備

ため下記の取組を児童発達支援センターを有する法人に委託

(コンシェルジュ事業を発展的に解消)

3.地域の保育所等に対し、県が養成した医療的ケア児コーディ

ネーターや発達障がい者支援専門員を派遣

した「5歳児指導の記録」の活用を指導

2.医療的ケア児・発達障がい児支援地域協議会の開催

全体図 R7医療的ケア児等支援推進事業

状

医療的ケア児支援法施行(R3.9)

医療的ケア児及び家族への支援等が地方公共 団体の責務として規定

229人 □県内の医療的ケア児

盟 黙

所事業所数

囚短期入

大分市

(7) 4 4 4 4 4

日別日 神俗田 日神出

①窓口が多い、わからない、情報がない 2)預け先の不足

3総合的に支援できる専門人材の不足

庞弊·孤立 保護者の

①医療的ケア児支援センターの運営

医療的ケア児やその家族、支援関係者からの相談をワンストップで受付

|機能|

【体制】

■連絡・調整 ■相談対応

■情報集約·発信

事業所へ委託 (看護師、相**談支援専門員**) · 県担当職員1名 ·相談員2名

事業所へ委託 (看護師、相談支援専門員) ,県担当職員1名 相談員2名

[相談件数] R4年度 55件 (7月開設)

8件/月

R5年度 (4~3月)

支援関係者が8割 94件 相談者

■専用HPでの社会資源、 研修情報等の発信 情報発信】

■家族へのメール配信

③医療機関や事業所への補助

就園・就学、レスパイト等

| 公谷

医療的ケア児等の受入れに必要な設備整備等にか かる費用の一部を補助

短期入所、児発、放デ 限度額】1,000千円 対象】

500千円×3ヵ所 補助率】1/2(500千円) 積算】

(シャワーストレッチャー)

(非常用発電装置)

⑤協議の場の設置

県自立支援協議会子ども部会において、諸課題の把握や対応策等を検 討する。

[委員]

们 时 保育、教育、 保健、 [実施回数] 年2回 福祉、 医療、

⑥市町村の取組支援

こども家庭庁「医療的ケア児等総合支援事業」を活用して市町村が 実施する取組に対して、県が1/4を上乗せ。 (国1/2、県1/4、市1/4)

②医療的ケア児等コーディネーター養成研修

医療的ケア児等の支援を総合調整する者(コーディネーター)の養成を目的として、医療 的ケアや福祉に関する知識、関係機関との連携や医療的ケア児等のためのサービス等 利用計画作成の具体的手法を学ぶための研修を実施する。

対象】各市町村の保健師、相談支援専門員、看護師等

|内容||医療、福祉、本人理解等の基礎知識、支援体制整備に関する講演及び計画 作成や事例検討の演習

【人数】3年間で90人

4部間看護のレスパイト利用に対し助成

訪問看護利用に係る経済的負担を軽減し利用を推進⇒レスパイト時間を確保

【対象者】 在宅で生活をしている

医療的ケア児と<mark>重症心身障害児(※) 都</mark>

、対象経費】保険適用外の訪問看護利用費 @7,520円×144時間×85人×1/4 限度額·時間】7,520円/時間、年144時間 [補助率] 10/10(国1/5、県·市町村1/4) ※その他事務費 22千円 【積算】

の者で、大島分類の1~4(身体 り」かつIQが35以下) に当たるも の状態が「座れる」又は「寝たき (※) 重度の知的障がいと重度 の肢体不自由が重複した状態 のをいう。

"親なきあと"の不安解消とサービス体制の構築

[背景] 障がいがある方の「親なきあと」の漠然とした不安

- ○親が子どもを見られない状況になったとき、どうやって生活していくのか? ○お金で困らないようにするにはどうしたらいいのか?
- ○緊急時には対応してもらえるのか?
- 等々 ○前もってグループホームや一人暮らしの体験をさせておきたい

漠然とした不安の解消・相談体制づくり

各地域で相談できる体制づくり

親なきあと相談への支援体制の強化

○地域での人材育成及び支援者連携体制構築支援

・市町村が主体となり実施する人材育成や連携体制構築の取組みを 支援する。

[実施内容]

中町村

地域の支援者を交えた事例検討 や情報交換

- 地域内のニーズに沿った研修
- ※基幹相談支援センターとも適宜連携

県 (スーパーバイザー)

- する助言
- 経験豊富な親なき あと相談員の派遣

支援

」広域的な連携体制構築支援

(実施内容)

・各市町村の支援者からの取組報告、困難事例を中心とした事例検

- ・市町村間の連携体制構築にかかる会議の実施

- 市町村の取組に対

・市町村間の情報共有や連携体制の構築

○スーパーバイザーの配置

- (福)大分県社会福祉事業団に委託 市町村からの研修や会議の実施にかかる相談への助言
- 市町村の研修や会議での講師・アドバイザー
- 司法書士等の専門家へのつなぎ

サードス体制の構築

地域生活支援拠点等整備の促進等 地域生活で支えるサービス提供体制づくり

◆地域生活支援拠点等の整備の促進

的人材の確保・養成)について、市町村が中心となって地域の実情に応じ 障がい者の重度化・高齢化や「親なきあと」を見据え、**居住支援のため** の機能(①相談、②緊急時の受入れ・対応、③体験の機会・場、④専門

<第7期障がい福祉計画に係る基本指針>

するとともに、 (略) 年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を ・令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備 **検証及び検討する**ことを基本とする。」

◆基幹相談支援センターの設置の促進

各市町村において、総合的な相談支援や地域の相談支援体制の強化、 地域づくりの役割などを担う基幹相談支援センターを設置する。

■市町村への支援

○アドバイザー派遣事業

的】・広域的な見地から助言や情報提供を行い、地域の支援 体制の強化を図る。

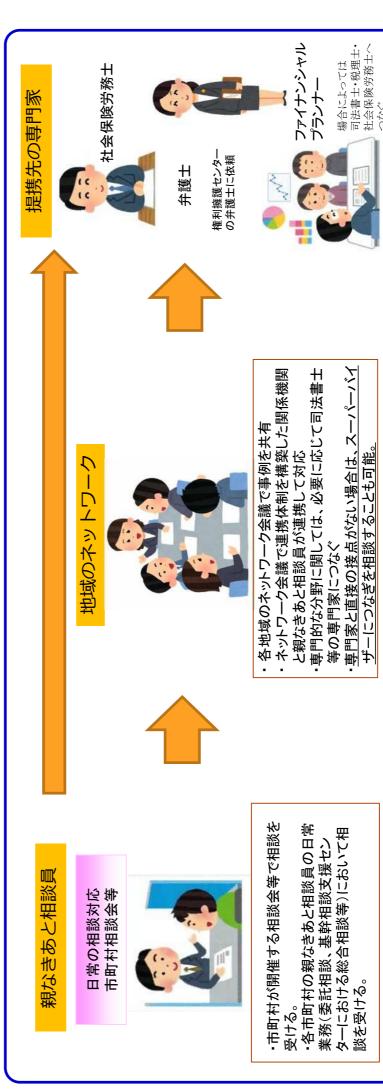
・運用状況の検証・検討 [実施内容]

- ・課題解決に向けた助言・指導
- ・他市町村における好事例の紹介

親なきあと相談員の役割

しかし、とにかく漠然と不安、何から手を付けていいかわからないという方が多く、そんな時はどこに相談していいか分からない。 ○障がいのある子について相談をしたいと思ったら、対応してくれそうな相手を自力で探さなければならない。

- ⇒「親なきあと相談会」など相談できる場があれば、漠然とした悩みに対しても、相談ができて次への指針が示される。
- 具体的な悩みが見えてきたら、専門家を紹介して、個別に対応してもらうことができる。
- 早い段階から不安を話すことで、準備できる状況を作ることができる。
- 親が亡くなった後や介護ができなくなった場合ではなく、親が元気なうちに親なきあと対策に備えることが大事。
- ⇒ 悩みの内容によって 「親なきあと相談員」が解決ができない場合は、**様々な分野の専門家や関係機関につなく。**



基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等にかかる取組強化(案)

基幹相談支援センター・地域生活支援拠点勉強会の実施 ①5月下旬

対象者:市町村職員+基幹相談支援センター等従事職員

的:市町村職員及び基幹相談支援センター等従事職員へ相談支援事業等の基本的な知識を付与すると Ш

ともに、官民協働による協議会の活性化を目指す。

内 容:実施内容案とスケジュール案は次ページのとおり

基幹相談支援センター連携会議の実施 ②8月下旬・2月上旬

対象者:基幹相談支援センター設置済み市町村+基幹相談支援センター従事職員

※未設置市町も傍聴可、事後の資料共有

目 的:取組内容の振り返りの場、市町村間情報共有

③アドバイザーの体制強化

的:R6年度の基幹・拠点・協議会にかかる法改正に伴う3要素の整備促進及びアドバイ ザーの負担軽減、後進育成 Ш

容:大分県障がい者相談支援県内アドバイザー派遣事業に関する名簿や機能の見直し

④県とアドバイザーとの派遣前後の定例的な会議の実施

目的・内容:体制強化に伴い、アドバイザー同士及び県との実施方針や各市町村の状況などについての認 識の共有や、派遣実施後の振り返り、改善点の検討などを行う。

数:既決予算内で検討 ※負担軽減のため、なるべく出席者が重なる他の会議と同日に実施 回

※いずれも具体的内容については、今後アドバイザーとの会議等で決定の予定

基幹相談支援センター・地域生活支援拠点勉強会 実施案

・対象者:市町村職員+基幹相談支援センター等従事職員

・1回目 5月下旬ごろ

開報	所要時間	内容	具体的な内容	講師
$9:00\sim 9:10$	10分	開会あいさつ・ガイダンス		障害福祉課
$9:10\sim 9:40$	30分		•制度説明	施設支援班職員
9:40~10:20	40分		・取り組み事例の紹介(2市町程度)	市町村職員・基幹職員
10:20~10:45	25分	基幹相談支援センターについて	・グループワーク (設置済みと未設置を分ける) ・制度説明・取組事例を聞いた感想等の共有、今後の取組について	障害福祉課 アドバイザー
10:45~10:55	10分	休憩		
	270	地域生活支援拠点等整備の概要・各市 町村の状況について	制度説明	自立班職員
	[CO†	拠点の検証・検討、PDCAサイクルに ついて	判度説明	アドバイザー
11:35~12:00	25分	地域生活支援拠点について	・制度説明を聞いた感想等の共有、今後の取組について	
$12:00\sim12:15$	15分	まとめ・閉会		障害福祉課

6月下旬~7月上旬ごろ 市町村自立支援協議会担当者会議 ※定例の協議事項の前後に実施 •2回目

語報	所要時間	内容	具体的な内容	講師
14:30~15:20	50分	地域生活支援事業の概要	制度説明	アドバイザー
$15:20\sim15:25$	5分	休憩		
$15:25\sim15:50$	25分	インフェの単分は本文	具体的な事例発表 (1事例)	市町村職員・基幹職員
$15:50\sim16:15$	25分	いっていたの中へのでは、中でのでは、中ででは、中で	具体的な事例発表 (2事例)	市町村職員・基幹職員
16:15~16:45	30分	4ームルーパル	制度説明・事例発表を聞いた感想の共有・今後の取組について	
16:45~17:00	15分	まとめ		

令和 6 年度にも包括の振り返り

目標·実施概要 令和6年度

製

【体制整備】各市町村における協議の場の設置と活性化県・圏域・市町村毎の協議の場の連動

にも包括についての理解の促進

、連携強化】医療と福祉の連携促進

、人材育成】地域移行・定着支援に対応できる相談支援専門員の育成

①医療と地域の連携促進コーディネーター配置事業による支援モデルの蓄積【体制整備】

②にも包括構築支援事業キックオフ会議11/21の開催【体制整備】

力者が必要であることを広域ADからご助言いただき、密着ADを選任。取組を進めるにあた にも包括の構築を推進するにあたっては、密着ADのような一緒になって取組を推進する協 り、どのように取り組んでいくかAD間で協議した。

③にも包括の構築推進研修の開催2/25【体制整備】

た。また、他自治体の取組状況について知る機会がなく、他自治体の取組を知りたいとい にも包括についての知識やノウハウの不足、にも包括の必要性の理解が課題となってい う声もあり、にも包括について学び、今後の取組を考える場が必要と考え本研修を実施。 広域ADにもお越しいただき、講義、取組報告、グループワークを実施

④医療と福祉の相互理解に向けた研修1/23での医療と地域の連携促進コーディネーター 配置事業についての周知、ノウハウの共有【体制整備】

上記研修の中で、当該事業内容の実績を周知した。

精神障がい者地域移行ワーキングを7/24、12/19に実施 ⑤県の協議の場等における取組方針の検討【体制整備】

⑤精神障がい者ピアサポーター派遣によるピア活動の推進及び連携強化【連携強化】

⑦医療と福祉の相互理解に向けた研修1/23の開催【連携強化】

協議の場等において、医療と福祉の連携強化が課題として挙げられ、連携し協働するた めには、お互いの立場の相互理解が必要不可欠であり、共通認識を図る機会が必要とい う協議にいたったため。

質の高い相談支援専門員養成を目的としたイコラボ基礎研修(11/1・1/29)の開催 (修了者28名)地域移行・地域定着支援アドバイザー派遣による指導・助言【人材育成】 ⑧精神障がい者地域移行・定着支援アドバイス事業を活用した研修・アドバイザー派遣

令和7年度にも包括の取組 (案)

目標·実施概要 令和7年度

製

【体制整備】各市町村における協議の場の設置と活性化 県・圏域・市町村毎の協議の場の連動 にも包括についての理解の促進

【連携強化】医療と福祉の連携促進

【人材育成】地域移行・定着支援に対応できる相談支援専門員の育成

実施概要

①市町村における協議の場への支援【体制整備】

密着AD、県担当者で市町村へ訪問し、市町村の協議の場の取組状況や担当者の困 りや課題等の把握、助言。 ②医療と地域の連携促進コーディネーター配置事業による支援モデルの蓄積【体制整備】

③にも包括構築推進のための打合せ【体制整備】

(県担当者・密着AD・状況に応じて広域AD)

④市町村・保健所の担当者でにも包括の理解を深める研修や会議の開催【体制整備】 県としての取組の検討等 市町村支援についての評価や方向性の検討、

⑤県の協議の場等における取組方針の検討

にも括の構築推進に向けての共通認識を図る

取組計画1における課題や、市町村・保健所の協議の場での地域課題等について県と しての取組の検討

⑤精神障がい者ピアサポーター派遣によるピア活動の推進及び連携強化【連携強化】

⑦保健・医療・福祉関係者向け研修の開催【連携強化】 医療と福祉の連携及び地域移行の促進

地域移行・地域定着支援アドバイザー派遣による指導・助言【人材育成】 ③質の高い相談支援専門員養成を目的とした研修(イコラボ研修)の開催

各圏域で活躍できる質の高い相談支援専門員の養成

精神措置事務の民間救急活用等について

第29条)

都道府県知事は、(略) 医療及び保護のために入院させなければその**精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めたときは、その者を国等の設置した精神科病院又は指 <mark>定病院に入院させることができる。 ※24時間365日対応</mark>**

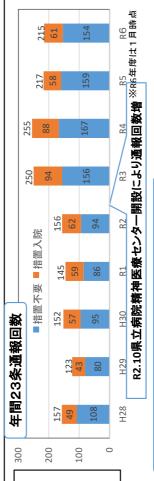
指定医2人以上が診察し、 「入院が必要」と判断した場合

措置入院

措置事務の流れ(代表例)



警察が保護してから24時間以内 大分市内は、大分市保健所経由 【発見】精神疾患の症状で 自傷他害のおそれがあるノ



GW等の措置診察を行う医療機関との連携強化

大分市保健所との連携イメージ

LGWAN 通報警察署、発見日時、発見場所、保護日時、保護の場所、発見の場所、発見時の行動の情報等

200千円

インターネット版経費

2,658千円

华

〈予算額〉 LGWAN版関係経費 2,458千円

kintone

大分市保健所等との情報共有のシステム化

を図る。

大分市保健所との連携強化

令和7年度関連予算の概要

・長期連休中の措置診察体制確保のため指定医が待機対応した際に報償費を支 500円×30日分=285千円 . ග 休日昼間指定医待機報償費 給する。

〈予算額〉

大分市

令和7年度からの措置移送民間委託の流れ

285千円

华

措置移送業務の民間救急事業者委託

とにより、安全確保と負担軽減を図る。 者等輸送事業者:5社)に委託するこ し、措置移送を民間救急事業者(患 ・深夜等の中の運転の危険性に配慮

11,826千円 オンコール経費(一財) 運賃(一部国3/4) 17,464千円

和平

5,637千円

民間救急・介護タクシー 靱(かける)

竹田市

患者等搬送事業者認定状況一覧 患者等搬送事業者 名称 民間救急サービスmerry 福祉タクシー オリーブ 株式会社しんわ 大分県内 消防本部別 管轄市町村 大分市 別府市 日海市 日杵市

高出的 (3出的	連 連転子
7.2.3条通報	の (補 運 職 職 職 職 (動員を 監験者を
(本語の) (本語) (a (a (a (a (a (a (a (a	本語 本語 本語 本語 本語 本語 本語 本語
7	

障がい者虐待の状況と令和7年度の取組方針

1. 障がい者虐待の状況 (令和5年度)

① 施設従事者による虐待 相談・通報件数 67件 虐待認定件数 9件

② 養護者による虐待 相談・通報件数 105件 虐待認定件数 10件

(参考) 令和元年~令和4年度の件数推移

(施設)	R 1	R 2	R 3	R 4	(養護)	R 1	R 2	R 3	R 4
相談通報件数	27	41	38	35	相談通報件数	48	99	02	54
虐待認定件数	3	4	6	8	虐待認定件数	4	5	11	11

2. 令和7年度の取組方針

① 虐待防止対策連携会議の開催

的:障害者虐待の現状、認定事例共有を行い、実際に虐待事案が発生した際の参考とするため、年に1度実施

時 期:每年6月下旬~7月上旬(R6実績:令和6年7月4日)

参加者:市町村担当者、県警本部人心安全・少年課、労働局雇用環境均等室

内 容:県内の虐待事例、件数等現状の共有、対応方法の確認

② 啓発活動

目 的:虐待における通報義務等を幅広く周知するため、啓発グッズを配布する

時 期:每年11月下旬~12月上旬

法:県人権尊重・部落差別解消推進課主催の「ヒューマンフェスタ」にて配布、市町村窓口にて配布等 九

③ 障害者虐待防止・権利擁護研修の実施

障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修(国研修)

県実施障害者虐待防止・権利擁護研修の講師養成のため参加

良洋 阿南 支援次長 国研修参加者:社会福祉法人夢・ひこうせん 施設長 宇都宮 文絵、社会福祉法人ひまわり会

大分県福祉保健部障害福祉課 主事 渡邉 亜右斗

参加者選定方法:例年講師との打ち合わせにより、毎年派遣者を決定

④ 大分県主催の障害者虐待防止・権利擁護研修

開催時期:施設従事者コース 毎年12月~1月

参加者:【第一組】108人、【第二組】113人) (R6実績:【第一組】12月10日、【第二組】1月21日

容:虐待疑い事案への対応方法、虐待防止・身体拘束適正化委員会の運営方法(すべて演習)

自治体コース 毎年1月

 \mathbb{K}

(R6実績:2月25日 参加者:15人)

内 容:虐待通報受理から虐待認定にかけての判断や方法(演習)

多様な働き方支援検討会の延期について

回協議会以降の経緯 (設置目的と第1

諸課題について官民共同で包括的に検討するため、令和6年度第1回大分県自立支援協議会において「多様な働き方検討会」の設置について提案し、承認を得た。 「就労」に関する幅広い (第2期) の基本理念である「障がい者活躍日本一」に向け、 大分県障がい者計画

しかしながら、事務局の設置準備が遅れ、関係諸団体との調整がつかなかったため、<u>今年度は開催せず、</u> <u>年度に延期する</u>こととした。

[今後のスケジュール案]

4~6月 7~8月 ~10月 3月 3月 3月 令和7年

9~1

立ち上げ準備のための協議 令和7年度第1回大分県自立支援協議会にてメンバー等提案 第1回多様な働き方検討会 開催 第2回多様な働き方検討会 開催 第2回多様な働き方検討会 開催 令和7年度第2回大分県自立支援協議会にて報告

[委員選定基準案

各地域の情報を集約し課題などを把握できるよう、現場に近い立場の人を選定するものとする。具体的な候については、来年度改めて事務局会議等で協議する。

令和8年

令和7年度 大分県自立支援協議会 開催スケジュール

	の首条					令和7年						令和8年	
	任期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
自立支援協議会	R5.6.1 R7.5.31			委員改選	** 四 時	一一一	= = = = = = = = = = = = = = = = = = = =		報令证券車		がは	- 4	議
相談支援。研修部会	R5.7.1 R7.6.30	**************************************	公 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・				争 務局 安議		会議		※		
地域移行専門部会	R5.7.1 R7.6.30				委員改選	繼					- 機	Sale	
精神障がい者地域 移行ワーキング	R5.7.1 R7.6.30				奏員改選					₩			
子ども部会	R5.7.1 R7.6.30				委員改選	一瓣					似概		
市町村担当者会議	l			報							搬		

※令和7年度の取組予定

自立支援協議会	市町村の自立支援協議会等の取組状況把握・助言指導、アドバイザー派遣事業(基幹相談支援センターの設置、地域生活支援拠点等の 整備・運用)、市町村自立支援協議会で明らかになった課題の検討 等
相談支援·研修部会	研修体制の検討、市町村や専門員との連携強化、基幹相談支援センターの設置促進及び機能の充実・強化に向けた支援、人材育成ビジョン
地域移行專門部会	ナベリ
精神障がい者地域移行ワーキング	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムに係る協議の場設置・活性化の推進、地域移行支援・地域定着支援の推進、医療と地域の連携 の推進 等
子ども部会	医療的ケア児・発達障がい児の支援のあり方等検討 等
市町村担当者会議	市町村担当者間の連携推進、市町村の取組の均てん化(優良事例の提供等)、情報共有・連携の推進 等